

早期退職に係る募集実施要項

平成 26 年 2 月 12 日
農 林 水 産 大 臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1. 募集の対象

平成 26 年 3 月 31 日現在で 45 歳以上 60 歳未満の地方農政局及び北海道農政事務所に在職している職員のうち、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 108 条の 2 第 3 項に規定する管理職員等に指定されている官職（人事院規則 17-0（管理職員等の範囲）別表に掲げるものに限る）に就いている行政職（一）5 級以上のもの

2. 募集人数

50 人程度

3. 募集の期間（2 週間）

平成 26 年 2 月 17 日（月）12 時から平成 26 年 3 月 3 日（月）12 時まで

なお、応募人数が募集人数を超えた段階で募集を締め切る。その場合は直ちに周知する。

4. 退職すべき期日

平成 26 年 3 月 31 日（月）

なお、認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続き

- (1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記 7 の応募受付宛先に電子メールにて提出する。応募する場合には、事前又は事後速やかに下記 6 の所属の「本件に関する相談先」にその旨連絡する。

また、早期退職募集に応募して認定された職員のうち、民間企業への再就職の支援を希望する職員は、「応募申請書」の「1 応募をする早期退職希望者の募集について」欄中「備考」欄に再就職支援の希望がある旨を記載する。

- (2) 認定又は不認定の通知書は、所属の人事担当者を通じて交付される。

通知書は、特段の事情がある場合を除き、募集の期間の末日から 2 週間以内に交付される。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）に必要事項を記入の上、下記 7 の応募受付宛先に電子メールにて提出する。なお、応募の場合と同様に、提出の事前又は事後速やかに下記 6 の所属の「本件に関する相談先」にその旨連絡する。

6. 本件に関する相談先
別紙「早期退職募集についての相談窓口」に記載された所属の担当者

7. 応募受付宛先（※ノーツ上では、大臣官房秘書課任用班内に設置）

- (1) 北海道農政事務所の職員・・・
- (2) 東北農政局の職員・・・
- (3) 関東農政局の職員・・・
- (4) 北陸農政局の職員・・・
- (5) 東海農政局の職員・・・
- (6) 近畿農政局の職員・・・
- (7) 中国四国農政局の職員・・・
- (8) 九州農政局の職員・・・

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は、応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用されている職員
- (3) 平成26年3月31日までに定年に達する者
- (4) 平成26年2月17日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成26年2月17日から平成26年3月3日（募集の期間内）までの間に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合